

(証券コード 3928)
2022年3月11日

株主各位

東京都港区北青山二丁目11番3号
A - P L A C E 青山
株式会社マイネット
代表取締役社長 上原 仁

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2022年3月28日（月曜日）午後7時までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前11時00分

2. 場 所 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1

日本青年館ホテル 9階パンケット

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第16期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 自己株式取得の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後述の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年3月28日（月曜日）午後7時までに行使ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://mynet.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://mynet.co.jp/>)に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大が懸念されております。株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますのでご協力のほどお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大等、不測の事態が発生した場合には、やむを得ず議事進行等に変更が生じることがございますので、あらかじめご了承ください。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

## 2. 議決権行使の方法について

### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

## 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年3月28日（月曜日）午後7時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

#### 6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

(添付書類)

事 業 報 告  
第16期 (自 2021年1月1日)  
至 2021年12月31日 )

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により極めて先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する国内ゲームアプリの市場規模は、「ファミ通ゲーム白書2021」によると、2020年に1兆3,146億円と前年比8.4%増の成長を遂げており、堅調な成長が見込まれております。しかし、中国・韓国系を中心とした海外パブリッシャーによるタイトルのシェアが年々増加しており、また、各ゲームタイトルのリッチコンテンツ化が進行しております。そのため、資金調達力などの企業体力に限界のある、小・中規模事業者の淘汰が急速に進行しており、今後も事業者間の合併連携が行われていくものと考えております。

このような市場環境のもと、当社グループは、スマートフォンゲームの運営に特化したゲームサービス事業を主力事業としております。既にリリースされているゲームタイトルをゲームメーカーから買取や協業、またはM&Aで仕入れ、国内最大数のタイトル運営で蓄積したデータ・アセット・ノウハウをシェアリングすることで収益性を高め、タイトルの長期利益化・長期運営を実現しております。

また、当社は、既存産業のDXが進む2020年代において、「デジタルの力で繋がりを拡張する」というミッションの下、強みのDX技能をゲーム領域に加えスポーツ領域のコミュニティに投下し、ファンタジースポーツとクラブDXとして事業化を取り組んでおります。

当連結会計年度においては、既存タイトルでは堅調に推移したものの、通期を通じた仕入れタイトル数の減少並びに遅延が影響し、前年同期比減収減益となりました。しかし、当第4四半期において、2021年度より新たな取組みとなる受託スキームにより、超大型タイトルを含めた2つのタイトルの仕入れを実現いたしました。また、ゲームファンへのさらなる価値提供を実現するため、株式会社Gaudiyと戦略的事業提携を行い、同社のブロックチェーン技術を活用したゲームコミュニティの提供を開始いたしま

した。ゲームサービス事業の再成長による安定した利益創出に向け、引き続き、獲得後の長期運営に必要な運営力、新たな価値提供の確立、新規獲得に必要な競争力・涉外力を強化してまいります。

また、当連結会計年度において、2タイトルの仕入れと2タイトルのエンディングを行い、2021年12月末時点での運営タイトル数は32となっております。

ファンタジースポーツでは、新たな競技への横展開となる「B.LEAGUE#LIVE2021」を2022年3月にローンチすることが決定いたしました。また、2021年6月にローンチした「プロ野球#LIVE2021」のKPI分析、検証を進めるとともに、新シーズン向ける「プロ野球#LIVE2022」を2022年4月にローンチすることが決定いたしました。

「B.LEAGUE#LIVE2021」では、法的安定性を確保したスポンサー賞金スキームを導入し、ファンタジースポーツ事業のマネタイズを開始いたします。また、国内のファンタジースポーツ領域のNo. 1を目指し、省庁を含めた議論の場への情報提供を行い、適正な国内市場の形成を牽引するとともに、当社における第二の柱となる事業として確立を目指してまいります。

クラブDX事業では、FC琉球の物販・ファンクラブ事業において、デジタルインフラの構築、業務フローの全体最適化によって、継続的な成果を得ることができました。2022年度より、FC琉球との取組み強化を行い、収益拡大を目指します。また、2021年9月には、滋賀県大津市をホームとするプロバスケットボールクラブを運営する株式会社滋賀レイクスターズの株式75%を取得し、FC琉球との取組みで示した当社DX技能を活用しクラブDX事業の横展開を開始いたしました。

なお、当連結会計年度において、当社グループにおける新型コロナウィルスの影響は限定的です。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は10,571,184千円（前連結会計年度比8.3%減）、営業利益は577,611千円（前連結会計年度比49.1%減）、経常利益は546,442千円（前連結会計年度比51.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は229,274千円（前連結会計年度比79.7%減）となっております。

なお、当社グループはゲームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は17,119千円であり、その主なものは、事務所の内装設備工事等によるものであります。

## (3) 資金調達等の状況

当連結会計年度中に、今後のゲームサービス事業及びスポーツDX事業におけるM&Aやゲームタイトルの買取に備えた資金確保のため、金融機関より長期借入金として5億円の調達、及び5億円の無担保社債（SDGs 推進私募債）を発行いたしました。

## (4) 重要な組織再編等の状況

当社は、2021年9月22日付で、株式会社滋賀レイクスターズの株式取得を行い、同社を当社の子会社といたしました。

株式会社MYLOOPPSは、当連結会計年度においてCard King株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しました。なお、その後Card King株式会社は商号を株式会社MYLOOPPSに変更し、現在に至っております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

### ① ゲームサービス事業における展開

スマートフォンゲームメーカーは相対的に成功確度が高いIPタイトル（人気キャラクター関連タイトル）の開発に注力しており、同時にゲームクオリティのリッチ化が進行しています。その結果、タイトルごとの売上や費用に加えて、運営チームの規模も大きくなるなど、タイトル規模の大型化が進行しています。ゲームタイトルが大型化したこと、仕入れ先であるゲームメーカーにとって、一つ一つのゲームタイトルの会社業績に与える影響が大きくなり、売却に慎重になる傾向や、継続した売上計上を希望する傾向がみられています。

当社はこうした環境変化、顧客ニーズに対応し、プロフィットシェアや受託などの柔軟なスキームを整備するなど獲得戦略を洗練させて、2021年10月に大型タイトル、同年12月に超大型タイトルを獲得しました。移管体制を整備した上で、大型～超大型タイトルを獲得・運営できるプレイヤーは非常に限られ、当社の新たな競争力となり、今後のゲームサービス事業の再成長への礎となっています。

## ② 新規事業・サービスへの積極的な取り組み

当社グループは「デジタルの力で繋がりを拡張する」を会社のミッションとして掲げております。当社がゲームサービス事業で培ったDX技能を、クラブ運営DXやファンタジースポーツの取り組みを通じて、スポーツ領域にも投下することで、2本柱での成長を目指してまいります。また、AI事業・マーケティング事業は当社DX技能の直接マネタイズとして収益基盤を確立し、持続成長を目指してまいります。

## ③ システム技術・インフラの強化

当社グループでは、ゲームサービスをスマートフォン／タブレット端末を通じインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及び技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対し、当社グループではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、技術革新にも迅速に対応できる体制構築に努めております。

## ④ 優秀な人材の確保と育成

当社グループが継続的に企業価値を向上していくためには、高い専門性を有する優秀な人材の確保及び将来を担う人材の育成が経営上の重要な課題であると認識しております。そのため、職場環境の改善、福利厚生の充実及び採用活動の多様化に努めるとともに、企業認知度の向上に取り組み、人材の確保に力を入れております。

一方で、採用においては優れた能力のみならず、当社グループの理念と企業文化を共有できる人材の選考を心がけており、社員同士が協力し合いながら生き生きと働く組織作りを大切にしております。

また、社内研修・教育制度を強化し、組織の枠を超えた積極的な交流を図り、知見とノウハウを可視化・伝播することで企業と共に成長していく人材育成システムの構築を目指してまいります。

## (5) 内部管理体制の強化

当社グループが今後更なる業容拡大を図るために、内部管理体制やコンプライアンスの実効性を高めながら各種業務の標準化と効率化の徹底を図ることにより事業基盤を確立させていかなければならないと認識しております。そのために当社グループでは、経営幹部の確認体制の下、全社に業務フロー やコンプライアンス遵守を周知徹底させると同時に、日々改善を行うことで業務の効率化を図ってまいります。また、新規事業分野に潜在する各種リスクも勘案して内部管理体制及びコンプライアンス体制の充実と強化を図ってまいります。

当社グループの企業価値の最大化を図るべく、役職員一同、総力を結集してまいる所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

| 区分                                  | 第13期<br>2018年<br>12月期 | 第14期<br>2019年<br>12月期 | 第15期<br>2020年<br>12月期 | 第16期<br>2021年<br>12月期 |
|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売上高                                 | 12,133,898            | 11,649,841            | 11,533,596            | 10,571,184            |
| 経常利益又は経常損失<br>(△)                   | △29,092               | △818,551              | 1,116,874             | 546,442               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | △3,257,497            | △2,412,612            | 1,129,848             | 229,274               |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)        | △388.69               | △283.26               | 131.34                | 26.50                 |
| 総資産                                 | 6,872,390             | 5,028,344             | 5,049,867             | 5,814,564             |
| 純資産                                 | 3,648,750             | 1,377,901             | 2,518,726             | 2,817,977             |

(注) 2020年12月期連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2019年12月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定を反映させております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2021年12月31日現在）

| 名 称                         | 出資比率(%) | 主要な事業内容              |
|-----------------------------|---------|----------------------|
| 株式会社マイネットゲームス               | 100.0   | ゲームサービス事業            |
| 株式会社 M Y L O O P S          | 100.0   | ゲームサービス事業            |
| 株式会社マイネット琉球                 | 100.0   | DX事業                 |
| 株式会社 m y n e t . a i        | 100.0   | データ分析<br>AI活用サービス事業  |
| 株式会社ネクスト<br>マーケティング         | 100.0   | マーケティング関連事業          |
| 株式会社マイネット・<br>ストラテジックパートナーズ | 100.0   | M&Aコンサルティング事業        |
| 株式会社 P A R A D E            | 100.0   | ゲームサービス事業            |
| 株式会社滋賀レイクスターズ               | 75.0    | バスケットボール興行の<br>企画、運営 |

(注) 株式会社MYLOOPPSは、当連結会計年度においてCard King株式会社を存続会社とする吸收合併により消滅しております。なお、その後Card King株式会社は商号を株式会社MYLOOPPSに変更し、現在に至っております。

また、当連結会計年度より、株式会社滋賀レイクスターズの株式を取得し子会社化しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社に関する事項

| 名 称                | 住 所                  | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額  |
|--------------------|----------------------|----------|----------|
| 株式会社マイネット<br>ゲー ムス | 東京都港区北青山二<br>丁目11番3号 | 2,179百万円 | 4,941百万円 |

(8) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

| 事業区分      | 事業内容                                                                            |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| ゲームサービス事業 | ゲームメーカーが制作したスマートフォンゲームを買取や協業により仕入れ、独自のノウハウでバリューアップした後に長期運営を行うゲームサービス事業を営んでおります。 |

(9) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

| 名称 | 所在地   |
|----|-------|
| 本社 | 東京都港区 |

(10) 使用人の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況 352 (35) 名（前期比7名減（6名減））

- (注) 1. 使用人数は就業人員（正社員のほか当社グループからグループ外の出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、契約社員及び臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除く。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
 2. 当社グループは、ゲームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人數       | 前期末比増減     | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 330 (21) 名 | 18名減（13名減） | 34.7歳 | 4.2年   |

- (注) 使用人数は就業人員（正社員のほか当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、契約社員及び臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除く。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

株式会社三井住友銀行 450,000千円

株式会社きらぼし銀行 50,000千円

(注) 上記借入金残高のほか、下記社債の当期末残高があります。

株式会社みずほ銀行保証付及び適格機関投資家限定の無担保社債

500,000千円

株式会社りそな銀行保証付及び適格機関投資家限定の無担保社債

700,000千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 8,698,760株（うち自己株式23,480株）

(注)当社は、取締役（監査等委員を除く。）4名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2021年5月14日付で普通株式84,160株を発行いたしました。

- (3) 株主数 5,546名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                      | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------|-----------|---------|
|                                            | 株         | %       |
| 上 原 仁                                      | 1,769,202 | 20.39   |
| 日本マスター・トラスト信託銀行株式会社（信託口）                   | 739,900   | 8.52    |
| 楽天証券株式会社                                   | 507,000   | 5.84    |
| 株式会社SBI証券                                  | 259,068   | 2.98    |
| 株式会社セガ                                     | 219,800   | 2.53    |
| 笠原健治                                       | 208,000   | 2.39    |
| 西村裕二                                       | 153,600   | 1.77    |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON<br>1 4 0 0 4 0 | 98,400    | 1.13    |
| MORGAN STANLEY & CO. LLC                   | 74,200    | 0.85    |
| 三田由美                                       | 70,500    | 0.81    |

(注)持株比率は自己株式（23,480株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

|                         | 持株数     | 交付対象者数 |
|-------------------------|---------|--------|
| 取締役<br>(社外取締役と監査等委員を除く) | 84,160株 | 4名     |
| 社外取締役<br>(監査等委員を除く)     | —       | —      |
| 監査等委員である取締役             | —       | —      |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (5) 取締役の報酬等の額」(21頁) に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

(2021年12月31日現在)

|                        |                                     |                             |                     |
|------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 発 行 決 議 日              | 2015年7月14日                          |                             |                     |
| 新 株 予 約 権 の 数          | 20個                                 |                             |                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式<br>(新株予約権1個につき<br>200株)        |                             |                     |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    | 無償とする                               |                             |                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 140,600円<br>(1株当たり 703円) |                             |                     |
| 権 利 行 使 期 間            | 自 2018年5月16日<br>至 2025年5月15日        |                             |                     |
| 行 使 の 条 件              | (注) 1、2、3、4                         |                             |                     |
| 役 員 の 保 有 状 況          | 取締役（監査等委員及び<br>社外取締役を除く。）           | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 20個<br>4,000株<br>1名 |
|                        | 社外取締役（監査等委員を除く。）                    | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 一個<br>一株<br>一名      |
|                        | 取締役（監査等委員）                          | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 一個<br>一株<br>一名      |

- (注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、使用人又は監査役であることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りでない。
2. 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、相続人がその権利を承継する。
3. 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
4. 別途締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りでない。
5. 上記の取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

|                        |                                       |                             |                          |
|------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 発行決議日                  | 2018年2月14日                            |                             |                          |
| 新株予約権の数                | 2,751個                                |                             |                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 275,100株<br>(新株予約権1個につき 100株)    |                             |                          |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個当たり 1,500円                     |                             |                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 142,800円<br>(1株当たり 1,428円) |                             |                          |
| 権利行使期間                 | 自 2020年4月1日<br>至 2028年2月28日           |                             |                          |
| 行使の条件                  | (注) 1、2、3、4、5、6                       |                             |                          |
| 役員の保有状況                | 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）                 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 2,751個<br>275,100株<br>1名 |
|                        | 社外取締役（監査等委員を除く。）                      | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 一個<br>一株<br>一名           |
|                        | 取締役（監査等委員）                            | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 一個<br>一株<br>一名           |

(注) 1. 新株予約権者は、2019年12月期から2023年12月期までの事業年度における当社の営業利益が、下記(a)乃至(e)に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

- (a) 2019年12月期の営業利益が1,000百万円を超過した場合：10%
- (b) 2020年12月期の営業利益が1,200百万円を超過した場合：10%
- (c) 2021年12月期の営業利益が1,500百万円を超過した場合：20%
- (d) 2022年12月期の営業利益が2,400百万円を超過した場合：20%
- (e) 2023年12月期の営業利益が5,000百万円を超過した場合：40%

なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、上記割合に基づき、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- 2. 上記1.にかかわらず、新株予約権者は割当日から1年を経過する日までの間に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間

(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権を行使することができない。

3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

**(2) 当事業年度中に当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要**

該当事項はありません。

**(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

2016年8月10日開催の取締役会の決定に基づき発行いたしました新株予約権につきましては、2021年8月30日に権利行使期間が終了し、同年8月30日に満期償還いたしました。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

(2021年12月31日現在)

| 氏 名     | 地位及び担当                   | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                           |
|---------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 上 原 仁   | 代 表 取 締 役 社 長            | 琉球フットボールクラブ株式会社 社外監査役<br>琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 社外取締役                        |
| 岩 城 農   | 常 務 取 締 役<br>事 業 開 発 管 掌 |                                                                           |
| 松 本 啓 志 | 取 締 役<br>ゲー ム サービス 事業部長  |                                                                           |
| 小 出 孝 雄 | 取 締 役<br>経 営 企 画 領 域 管 掌 |                                                                           |
| 太 田 雄 貴 | 社 外 取 締 役                | 国際オリンピック委員会選手委員                                                           |
| 和 田 洋 一 | 取 締 役 監 査 等 委 員          | 株 式 会 社 メタップス 取 締 役<br>ワンダープラネット株式会社 社外取締役<br>株 式 会 社 G E N D A 社 外 取 締 役 |
| 中 山 和 人 | 取 締 役 監 査 等 委 員          | 法律事務所エイチーム パートナー<br>株 式 会 社 V i i b a r 監 査 役<br>株 式 会 社 トライバルメディアハウス 監査役 |
| 保 田 隆 明 | 取 締 役 監 査 等 委 員          | 神戸大学大学院経営学研究科教授                                                           |

- (注) 1. 取締役 太田雄貴氏、和田洋一氏、中山和人氏及び保田隆明氏は、社外取締役であり、また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役 太田雄貴氏は、アスリートとしての活躍をはじめ、組織運営及び社会活動から得られた豊富な経験と幅広い見識を有しております。
3. 取締役監査等委員 和田洋一氏は、経営に関する豊富な経験やゲーム業界における卓越した見識を有しております。
4. 取締役監査等委員 中山和人氏は、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しております。
5. 取締役監査等委員 保田隆明氏は、神戸大学大学院経営学研究科の教授であり、ベンチャーファイナンス、コーポレートファイナンス、M&A等の分野において高い見識を有しております。
6. 当社の監査につきましては、監査等委員会の職務の執行を補助する内部監査室を設置しており、監査等委員会の指示を受け、監査等委員会の年間監査計画に基づき、内部監査室所属の内部監査人が当社の各部門を実査してその内容を監査等委員会に報告する体制となっております。監査等委員会は上記報告の内容を検討し、必要とあれば、監査等委員会が決定した監査要領に従って、選定した監査等委員が内部監査室と協働して実査を行います。このような監査体制の

下、毎月1回監査等委員会を開催、実査していることから、当社では常勤の監査等委員を選定しておりません。

7. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

| 氏名   | 異動前             | 異動後             | 異動年月日      |
|------|-----------------|-----------------|------------|
| 岩城農  | 取締役             | 常務取締役<br>事業開発管掌 | 2021年3月25日 |
| 太田雄貴 | —               | 社外取締役           | 2021年3月25日 |
| 澤野真実 | 取締役<br>経営管理領域管掌 | 任期満了による退任       | 2021年3月25日 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、職務の執行にあたり期待される役割を十分に發揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害が填補されることとなります。

## (4) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する内容及び決定方法

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。報酬等の決定方針については取締役会の決議により決定しております。報酬額は、取締役（監査等委員を除く）については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員の協議にて決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、決定方法及び決定された内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は下記のとおりであります。

#### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

#### ② 報酬の構成

当社の役員報酬は取締役（監査等委員を除く）については固定報酬と、業績連動報酬及び非金銭報酬（譲渡制限付株式）で構成しており、各取締役の職責・貢献度合いに加えて、当社グループ全体の連結業績等を総合的に勘案して金額を決定しております。社外取締役及び監査等委員である取締役については、独立性の確保の観点から、固定報酬としております。

なお、2016年3月23日開催の第10期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬を年額300,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬を年額50,000千円以内と決議しております。また、2021年3月25日開催の第15期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬額は、年額200,000千円以内と決議しております。

#### ③ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の支給割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、一律の構成とし、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

#### ④ 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の決定方法

当社では、業績連動報酬に係る指標として連結営業利益を用いており、当該指標を選択した理由は、持続的成長を追求する上で主となる事業の収益力が重要であると判断しているためであります。なお、業績連動報酬についてとは、連結営業利益目標に対する達成度により決定しております。

##### ⑤ 非金銭報酬の内容

当社は取締役（監査等委員を除く）に当社の企業価値を持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を付与する非金銭報酬を設けております。

##### ⑥ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する役職ごとの方針 役職ごとの方針の定めはありません。

##### ⑦ 当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の連結営業利益目標は750,000千円、実績は577,611千円であります。

##### ⑧ 役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会の活動内容

当社は取締役の報酬の額の決定にあたっての手続として、報酬体系等を役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮し常勤取締役で検討の上、具体的な報酬支給額については、コーポレート担当役員が各人別の報酬案を立案の上、取締役会に起案し、取締役会にて協議の上、決定しております。

#### (5) 取締役の報酬等の額

| 区分                         | 員数<br>(名) | 総額<br>(千円)         | 報酬等の種類別総額<br>(千円)  |              |               |
|----------------------------|-----------|--------------------|--------------------|--------------|---------------|
|                            |           |                    | 固定                 | 業績連動         | 非金銭           |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 6<br>(1)  | 163,133<br>(2,700) | 86,569<br>(2,700)  | 3,597<br>(-) | 72,967<br>(-) |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 3<br>(3)  | 14,400<br>(14,400) | 14,400<br>(14,400) | -<br>(-)     | -<br>(-)      |
| 合計                         | 9         | 177,533            | 100,969            | 3,597        | 72,967        |

- (注) 1. 上記には、2021年3月25日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の人数は、取締役（監査等委員を除く）5名及び取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役3名）であります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年3月23日開催の第10期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月23日開催の第10期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。
4. 取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための金銭報酬債権の総額は、2021年3月25日開催の第15期定時株主総会において、年100,000株以内とし、年額200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名であります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職状況と当社と当該他の法人等との関係

| 区分               | 氏名    | 兼職先                                          | 兼職の内容                 |
|------------------|-------|----------------------------------------------|-----------------------|
| 社外取締役            | 太田 雄貴 | 国際オリンピック委員会                                  | 選手委員                  |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 和田 洋一 | 株式会社メタップス<br>ワンダープラネット株式会社<br>株式会社GENDA      | 取締役<br>社外取締役<br>社外取締役 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 中山 和人 | 法律事務所エイチーム<br>株式会社Viibar<br>株式会社トライバルメディアハウス | パートナー<br>監査役<br>監査役   |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 保田 隆明 | 神戸大学大学院経営学研究科                                | 教授                    |

(注) 当社とその他の兼職先との間には、重要な取引上の関係はありません。

### ② 当該事業年度における主な活動状況

#### a 取締役会及び監査等委員会への出席状況

| 区分               | 氏名    | 取締役会    |      | 監査等委員会  |      |
|------------------|-------|---------|------|---------|------|
|                  |       | 出席回数    | 出席率  | 出席回数    | 出席率  |
| 社外取締役            | 太田 雄貴 | 13回/14回 | 93%  | —       | —    |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 和田 洋一 | 18回/18回 | 100% | 14回/14回 | 100% |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 中山 和人 | 18回/18回 | 100% | 14回/14回 | 100% |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 保田 隆明 | 17回/18回 | 94%  | 13回/14回 | 93%  |

(注) 取締役 太田雄貴氏につきましては、社外取締役となった2021年3月25日以降の状況を記載しております。

#### b 取締役会及び監査等委員会における発言状況

取締役太田雄貴氏は、主にスポーツ領域における知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性を確保するための助言・提言を行っております。

監査等委員である取締役和田洋一氏、同中山和人氏、及び同保田隆明氏は、主に経営、法務及び財務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について、適宜必要な発言を行っております。

c 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の内容

取締役太田雄貴氏は、当社スポーツ事業領域の意思決定に係る会議に定期的に参加し、アスリートとしての活躍をはじめ、組織マネジメント、企業経営及び社会活動から得られた豊富な経験と幅広い見識を用い、当該会議において有益な助言及び提言を行っております。

取締役和田洋一氏は、経営に関する豊富な経験やゲーム業界における卓越した見識を用い、当社コーポレート部門に対して有益な助言及び提言を行っております。

取締役中山和人氏は、弁護士として培われた高度な人格と企業法務を始めとした幅広い専門的な法律知識を用い、コンプライアンスに係る事案において有益な助言及び提言を行っております。

取締役保田隆明氏は、ベンチャーファイナンス、コーポレートファイナンス、M&A等の分野における高い見識を用い、当社財務及び投資に係る事案について有益な助言及び提言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額  | 44,000千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 | 44,000千円 |
| その他の財産上の利益の合計額          |          |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針及び当該体制の運用状況

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a コンプライアンス規程を制定し、法令、定款の内容と共に全社に周知・徹底する。
  - b コンプライアンス推進に関する業務を統括するため、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス推進に関する進捗状況を、必要に応じて取締役会等に報告する。
  - c コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - d 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
  - e 監査等委員は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査する。また、監査等委員は、会社の業務に適法性を欠く又はそのおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる体制を構築する。
  - f 組織全体において、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a 取締役の職務執行に係る情報については、法令、情報管理規程、文書管理規程等によって保存部署及び保存期限を定め、適切に保存及び管理を行う。
  - b 取締役は、これらの情報を、いつでも閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a リスク管理規程を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部門との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直す。
  - b 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a 取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - b 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
  - a 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - (a) コーポレート本部を子会社担当部署とし、子会社管理を行う。
    - (b) 当社取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、管理担当役員はその進捗状況を毎月当社取締役会に報告する。
    - (c) 当社の取締役は、当社グループの業務執行状況を監視・監督し、当社の監査等委員会は、当社グループの取締役等の職務執行を監査する。
    - (d) 当社の内部監査担当者は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。

- b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - (a) リスク管理規程を制定し、子会社に周知・徹底するとともに、当社との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直す。
    - (b) 危機発生時には、対策本部等を設置し、当社グループ内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
  - c 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役等の合理的な業務分掌及び責任の明確化を図るための各種社内規程の整備により、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営を推進する。
  - d 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社に、その事業内容や規模等に応じた教育活動や内部通報制度等のコンプライアンス推進体制を構築させ、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査等委員会が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえこれを任命し、補助業務に当たらせる。
  - b 補助使用人は、監査等委員会を補助するための業務に関し、監査等委員以外の取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査等委員会の指揮・命令にのみ服する。
  - c 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査等委員会の同意を得るものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- a 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
  - b 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに監査等委員会に報告する。
  - c 取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査等委員会に報告する体制を整備するものとする。
- ⑧ 子会社の取締役等、若しくは会計参与、監査役若しくはこれらの者に相当する者、若しくは使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制
- a 子会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - b 子会社の取締役等及び使用人は、法令違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、速やかに当社監査等委員会へ報告を行う。
- ⑨ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう当社グループに周知・徹底する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査等委員会は、法令に従い、過半数を社外取締役とし、公正かつ透明性を確保する。
  - b 監査等委員会は、代表取締役及び取締役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
  - c 監査等委員会は、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。
  - d 監査等委員会は、監査法人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
  - e 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

## ① 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役が4名在籍しており、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度においては、取締役会を18回開催しております。

## ② コンプライアンス

当社が、社会的信頼を確保し、さらなる発展を遂げるためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図るとともに、「オンライン時代の100年企業」を実現するため、四半期に1度、倫理的で誠実な経営活動を推進する「コンプライアンス委員会」を開催することとしております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」を定め、内部通報制度を整備しております。

### ③ リスク管理

当社は、リスクの防止及び会社損失の最小化を図るため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。また、地震、火災等の災害に対処するため、必要に応じてリスク管理統括責任者が、不測の事態に備えております。

リスク管理体制全般の適切性、有効性につきましては、当社の内部監査室専任の内部監査担当者が内部監査を通して検証しております。

### ④ 監査等委員会の監査

監査等委員である取締役は、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。そのため、当社の将来の成長に必要な新規事業開発、研究開発、M&Aなどの先行投資による企業価値の向上を目指しながらも、並行して株主還元として、株主資本配当率（DOE）3%を目安に毎期配当を行うことを基本方針といたします。その上で経営環境、連結業績やキャッシュ・フローなどを鑑み、追加の配当や自己株式取得実施の検討をしてまいります。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部             |                  |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科目              | 金額               | 科目               | 金額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,991,377</b> | <b>流動負債</b>      | <b>1,642,426</b> |
| 現金及び預金          | 3,500,153        | 買掛金              | 255,287          |
| 売掛金             | 1,063,202        | 未払金              | 239,077          |
| 未収入金            | 38,825           | 前受金              | 334,447          |
| 未収還付法人税等        | 146,187          | 1年内返済予定の長期借入金    | 161,048          |
| 貸倒引当金           | △9,585           | 1年内償還債           | 400,000          |
| その他の            | 252,594          | 未払法人税等           | 84,746           |
| <b>固定資産</b>     | <b>823,186</b>   | その他の             | 167,819          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>74,387</b>    | <b>固定負債</b>      | <b>1,354,161</b> |
| 建物              | 42,639           | 長期借入金            | 543,199          |
| 工具、器具及び備品       | 26,304           | 社債               | 800,000          |
| その他の            | 5,442            | 資産除去債務           | 10,962           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>249,248</b>   | <b>負債合計</b>      | <b>2,996,587</b> |
| <b>純資産の部</b>    |                  |                  |                  |
| のれん             | 222,933          | <b>株主資本</b>      | <b>2,806,360</b> |
| その他の            | 26,314           | 資本金              | 46,483           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>499,551</b>   | 資本剰余金            | 1,387,290        |
| 投資有価証券          | 182,291          | 利益剰余金            | 1,372,940        |
| 敷金              | 113,891          | 自己株式             | △353             |
| 長期前払費用          | 76,845           | その他の包括利益累計額      | 5,740            |
| 繰延税金資産          | 125,814          | その他有価証券評価差額金     | 5,740            |
| その他の            | 708              | 新株予約権            | 5,875            |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,814,564</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>2,817,977</b> |
|                 |                  | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>5,814,564</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高                   | 10,571,184 |
| 売 上 原 価                 | 6,278,739  |
| 売 上 総 利 益               | 4,292,445  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 3,714,834  |
| 營 業 利 益                 | 577,611    |
| 當 業 外 収 益               |            |
| 受 取 利 息                 | 25         |
| 法 人 税 等 還 付 加 算 金       | 70         |
| 為 替 差 益                 | 3,845      |
| 受 取 家 賃                 | 550        |
| そ の 他                   | 460        |
| 當 業 外 費 用               | 4,952      |
| 支 払 利 息                 | 8,439      |
| 社 債 発 行 費               | 9,539      |
| 社 債 利 息                 | 5,325      |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損       | 8,812      |
| そ の 他                   | 4,004      |
| 經 常 利 益                 | 36,121     |
| 特 別 利 益                 | 546,442    |
| 投 資 有 價 証 券 売 却 益       | 36,490     |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 9,840      |
| 特 別 損 失                 | 46,330     |
| 固 定 資 產 除 却 損           | 2,260      |
| 減 損 損 失                 | 77,780     |
| 投 資 有 價 証 券 評 価 損       | 40,800     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   | 120,841    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 90,302     |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 152,353    |
| 当 期 純 利 益               | 242,655    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 益   | 229,274    |
| 当 期 純 利 益               | 229,274    |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部      |           | 負債の部          |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 科目        | 金額        | 科目            | 金額        |
| 流動資産      | 2,072,492 | 流動負債          | 859,492   |
| 現金及び預金    | 1,318,690 | 買掛金           | 17,981    |
| 売掛金       | 189,190   | 1年内返済予定の長期借入金 | 150,000   |
| 前払費用      | 177,837   | 1年内償還予定の社債    | 400,000   |
| 立替金       | 217,260   | 未払金           | 209,596   |
| 未収還付法人税等  | 32,526    | 未払費用          | 47,549    |
| その他の      | 143,771   | その他の          | 34,365    |
| 貸倒引当金     | △6,784    | 固定負債          | 2,299,454 |
| 固定資産      | 2,868,551 | 長期借入金         | 1,490,000 |
| 有形固定資産    | 62,459    | 社債            | 800,000   |
| 建物        | 41,959    | 資産除去債務        | 9,454     |
| 工具、器具及び備品 | 20,500    | 負債合計          | 3,158,946 |
| 無形固定資産    | 20,864    | 純資産の部         |           |
| ソフトウエア    | 20,864    | 株主資本          | 1,770,480 |
| 投資その他の資産  | 2,785,227 | 資本金           | 46,483    |
| 投資有価証券    | 182,291   | 資本剰余金         | 1,387,290 |
| 敷金        | 112,758   | 資本準備金         | 1,387,290 |
| 関係会社株式    | 2,280,295 | 利益剰余金         | 337,060   |
| 長期貸付金     | 891,000   | その他利益剰余金      | 337,060   |
| 繰延税金資産    | 35,811    | 繰越利益剰余金       | 337,060   |
| その他の      | 48,889    | 自己株式          | △353      |
| 貸倒引当金     | △765,819  | 評価・換算差額等      | 5,740     |
| 資産合計      | 4,941,044 | その他有価証券評価差額金  | 5,740     |
|           |           | 新株予約権         | 5,875     |
|           |           | 純資産合計         | 1,782,097 |
|           |           | 負債及び純資産合計     | 4,941,044 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位 : 千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 1,815,030 |
| 売 上 原 価                 | 171,097   |
| 売 上 総 利 益               | 1,643,932 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,722,497 |
| 當 業 損 失                 | 78,565    |
| 當 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 8,542     |
| 受 取 配 当 金               | 600,000   |
| そ の 他                   | 4,985     |
| 當 業 外 費 用               | 613,527   |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 152,368   |
| 支 払 利 息                 | 17,302    |
| 社 債 利 息                 | 5,325     |
| 社 債 発 行 費               | 9,539     |
| そ の 他                   | 10,805    |
| 經 常 利 益                 | 195,341   |
| 特 別 利 益                 | 339,620   |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 36,490    |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 9,840     |
| 特 別 損 失                 | 46,330    |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 2,260     |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 40,800    |
| 減 損 損 失                 | 2,530     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 45,591    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 340,359   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 3,240     |
| 当 期 純 利 益               | 58        |
| 当 期 純 利 益               | 3,298     |
| 当 期 純 利 益               | 337,060   |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社マイネット

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 飯 畑 史 朗 印  
指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 藤 原 由 佳 印  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マイネットの2021年1月1日から2021年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マイネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社マイネット

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 飯 畑 史 朗 ㊞  
指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 藤 原 由 佳 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マイネットの2021年1月1日から2021年12月31までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株式会社マイネット 監査等委員会

監査等委員 和田洋一 印

監査等委員 中山和人 印

監査等委員 保田隆明 印

(注) 監査等委員和田洋一、中山和人及び保田隆明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。そのため、当社の将来の成長に必要な新規事業開発、研究開発、M&Aなどの先行投資による企業価値の向上を目指しながらも、並行して株主還元として、株主資本配当率（DOE）3%を目安に毎期配当を行うことを基本方針といたします。その上で経営環境、連結業績やキャッシュ・フローなどを鑑み、追加の配当の検討をしてまいります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

##### 2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円といたします。

なお、この場合の配当総額は52,051,680円となります。

##### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月30日といたします。

## 第2号議案 自己株式取得の件

資本効率の向上と株主の皆様への利益還元のため、会社法156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得すること及びその他必要な事項は当社取締役会にご一任いただくことにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

### 1. 取得対象株式の種類

当社普通株式といたします。

### 2. 取得し得る株式の総数

200,000株を上限といたします。なお、当該株式数は当社発行済株式総数（自己株式を除く）の2.3%となります。

### 3. 取得価額の総額

100,000千円を上限といたします。

### 4. 取得期間

2022年4月1日から2022年6月30日までといたします。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、新規事業であるファンタジースポーツ事業、クラブDX事業を含むスポーツDX事業に全社を挙げて取り組んでおり、関連した取組み内容について、定款上の事業目的に追加するものであります。

また、会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、不要な規定を廃止し、株主総会参考資料等について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付時に記載事項の一部を省略可能とする規定を追加し、同内容の効力発生日を規定する附則を追加するものであります。

その他、字句の誤記・脱字の修正のために変更をおこなうものであります。

#### 2. 定款変更案の内容

定款変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款                                                                   | 変更案                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                 | 第1章 総則                                                                                                          |
| 第1条（条文省略）                                                              | 第1条（現行どおり）                                                                                                      |
| （目的）                                                                   | （目的）                                                                                                            |
| 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1～7（条文省略）<br>8 各種イベントの企画、製作<br>9～11（条文省略） | 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1～7（現行どおり）<br>8 <u>スポーツ、演芸、演劇、映画、音楽</u> その他の各種イベントの企画、制作、興行及びチケット販売<br>9～11（現行どおり） |
| 第3条～第5条（条文省略）                                                          | 第3条～第5条（現行どおり）                                                                                                  |
| 第2章 株式                                                                 | 第2章 株式                                                                                                          |
| 第6条～第11条（条文省略）                                                         | 第6条～第11条（現行どおり）                                                                                                 |
| 第3章 株主総会                                                               | 第3章 株主総会                                                                                                        |
| 第12条～第15条（条文省略）                                                        | 第12条～第15条（現行どおり）                                                                                                |

| 現行定款                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (株主総会議事録)<br>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他省令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。                                                                                     | (株主総会議事録)<br>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。<br><br>(削除)                                                                           |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (電子提供措置等)<br>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br>2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 |
| 第4章 取締役及び取締役会<br>第18条～第30条（条文省略）                                                                                                                                 | 第4章 取締役及び取締役会<br>第18条～第30条（現行どおり）                                                                                                                                  |
| 第5章 監査等委員会<br>第31条～第33条（条文省略）                                                                                                                                    | 第5章 監査等委員会<br>第31条～第33条（現行どおり）                                                                                                                                     |

| 現行定款                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第6章 会計監査人<br>第34条～第36条（条文省略）                                                                                                      | 第6章 会計監査人<br>第34条～第36条（現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第7章 計算<br>第37条～第40条（条文省略）                                                                                                         | 第7章 計算<br>第37条～第40条（現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 附則<br>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br>第10期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生以前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関して監査役と締結済の責任限定契約については、なお変更前の定款第34条の定めるところによる。 | 附則<br>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br><u>第1条</u> (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (新設)                                                                                                                              | <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u><br><u>第2条</u> <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u><br>2) <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u><br>3) <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日に後これ削除する。</u> |

**第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　　名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所　有　す　る<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1     | うえ　　はら　　ひとし<br>上　　原　　仁<br>(1974年11月15日生) | 1998年4月<br>2001年11月<br>2004年4月<br>2006年6月<br>2016年5月<br>2020年4月<br>2020年11月<br>2021年9月<br>2021年9月<br>日本電信電話株式会社入社<br>NTTプロードバンドイニシアティブ株式会社へ転籍<br>NTTレゾナント株式会社へ転籍<br>当社設立代表取締役社長就任（現任）<br>株式会社マイネットゲームス代表取締役社長就任<br>琉球フットボールクラブ株式会社社外監査役就任（現任）<br>株式会社マイネット琉球代表取締役社長就任（現任）<br>琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社社外取締役就任（現任）<br>株式会社滋賀レイクスター代表取締役会長就任（現任） | 1,769,202株        |

| 候補者番号 | 氏　　名<br>(生　年　月　日)     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |                                                      | 所　有　す　る<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------|--------------------|------------------------------------------------------|-------------------|
| 2     | 岩城農<br>(1979年9月26日生)  | 2006年7月            | 株式会社セガ（現株式会社セガゲームス）入社                                |                   |
|       |                       | 2012年12月           | 株式会社SPG labo取締役就任                                    |                   |
|       |                       |                    | 株式会社f4samurai社外取締役就任                                 |                   |
|       |                       | 2014年9月            | 当社社外取締役就任                                            |                   |
|       |                       | 2015年4月            | SEGA Networks Inc. Board of Director (President/CEO) |                   |
|       |                       | 2016年4月            | 株式会社セガゲームス取締役就任                                      | 20,000株           |
|       |                       | 2016年8月            | クロシードデジタル株式会社代表取締役社長CEO就任                            |                   |
|       |                       | 2017年4月            | 株式会社セガゲームス取締役CSO就任                                   |                   |
|       |                       | 2019年3月            | 当社取締役就任                                              |                   |
|       |                       | 2019年4月            | 株式会社ミラティブ最高戦略責任者CSO就任                                |                   |
| 3     | 松本啓志<br>(1989年5月12日生) | 2021年3月            | 当社常務取締役就任（現任）                                        |                   |
|       |                       | 2014年4月            | 当社入社                                                 |                   |
|       |                       | 2016年3月            | 当社マネージャー就任後、ゲームサービスのプロデューサーを歴任                       |                   |
|       |                       | 2018年7月            | 当社AIスタジオ長就任                                          |                   |
|       |                       | 2019年7月            | 当社PARADE戦略統括部長就任                                     | 21,979株           |
|       |                       | 2019年10月           | 当社ゲームサービス事業戦略部長就任                                    |                   |
|       |                       | 2020年3月            | 当社取締役ゲームサービス事業部長就任（現任）                               |                   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | おお た かず き<br>太 田 雄 貴<br>(1985年11月25日生) | 2008年8月<br>2012年8月<br>2015年7月<br>2016年11月<br>2017年8月<br>2018年8月<br>2018年12月<br>2021年3月<br>2021年8月 | 北京オリンピック、男子フェンシングフルーレ個人で銀メダル獲得<br>ロンドンオリンピック、男子フェンシングフルーレ団体で銀メダル獲得<br>フェンシング世界選手権、男子フルーレ個人で金メダル獲得<br>WIN3株式会社代表取締役就任（現任）<br>日本フェンシング協会会长就任<br>日本eスポーツ連合特別顧問就任（現任）<br>国際フェンシング連盟副会長就任（現任）<br>当社取締役就任（現任）<br>国際オリンピック委員会選手委員（現任） | 一株         |

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は2022年1月末日現在にて表示しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上原仁氏、岩城農氏、松本啓志氏及び太田雄貴氏は、現在、当社の取締役であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項(1) 取締役の氏名等」（18頁）に記載のとおりであります。
4. 太田雄貴氏は、社外取締役候補者であります。
5. 太田雄貴氏は、アスリートとしての活躍をはじめ、組織運営及び社会活動から得られた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に関する有益な助言及び提言をいただけるものと考えております。このため、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者とするものです。また、同氏が選任された場合は、当社スポーツ事業領域の意思決定に対し、専門的立場で関与いただぐ予定です。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社と太田雄貴氏とは、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。
7. 当社は、太田雄貴氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険

会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役であり、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害が填補されることとなります。

## 第5号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役中山和人氏及び保田隆明氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　　名<br>(生年月日)                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所　有　す　る<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1     | なか　　やま　　かず　　ひと<br>中　　山　　和　　人<br>(1974年11月24日生) | <p>1998年4月<br/>2009年12月<br/>2012年4月</p> <p>2014年3月<br/>2016年3月</p> <p>2016年3月</p> <p>2021年6月</p> <p>日本電信電話株式会社入社<br/>弁護士登録<br/>虎ノ門イデア法律事務所<br/>(現法律事務所エイチーム)設立 パートナー(現任)<br/>当社監査役就任<br/>当社取締役監査等委員就任(現任)<br/>株式会社Viibar監査役就任(現任)<br/>株式会社トライバルメディアハウス監査役就任(現任)</p>                                   | 一株                |
| 2     | ほう　　だ　　たか　　あき<br>保　　田　　隆　　明<br>(1974年11月16日生)  | <p>1998年4月<br/>2002年6月<br/>2005年1月</p> <p>2006年7月<br/>2010年4月<br/>2014年4月<br/>2015年9月</p> <p>2016年3月<br/>2021年4月</p> <p>リーマン・ブロザーズ証券会社入社<br/>UBS証券株式会社入社<br/>ネットエイジキャピタルパートナーズ株式会社入社<br/>当社取締役就任<br/>小樽商科大学大学院准教授<br/>昭和女子大学准教授<br/>神戸大学大学院経営学研究科准教授<br/>当社取締役監査等委員就任(現任)<br/>神戸大学大学院経営学研究科教授(現任)</p> | 40,000株           |

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は2022年1月末日現在にて表示しております。  
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 中山和人氏及び保田隆明氏の両氏は現在当社の取締役（監査等委員）であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項(1) 取締役の氏名等」（18頁）に記載のとおりであります。
4. 中山和人氏及び保田隆明氏は、社外取締役候補者であります。
5. 中山和人氏は、弁護士として培われた高度な人格と企業法務を始めとした幅広い専門的な法律知識を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役候補者とするものです。また、同氏が選任された場合は、コンプライアンスに係る事案に対し、専門的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。また同氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員（監査役）であったことがあります。
6. 保田隆明氏は、神戸大学大学院の教授であり、ベンチャーファイナンス、コーポレートファイナンス、M&A等の分野において高い見識を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役候補者とするものです。また、同氏が選任された場合は、ファイナンスや投資に係る事案に対し、専門的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって15年9ヶ月となります。
7. 当社と中山和人氏及び保田隆明氏の両氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において両氏の再任が承認された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。
8. 当社は、中山和人氏及び保田隆明氏を東京証券取引所に独立役員として届け出しており、両氏の再任が承認された場合は、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役であり、株主や第三者等から損害賠償請求を提訴された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害が填補されることとなります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

場所：東京都新宿区霞ヶ丘町4-1

日本青年館ホテル 9階バンケット

T E L 03-6452-9020

交通：東京メトロ銀座線「外苑前駅」3出口より徒歩約5分



### ※ご注意

駐車場の準備はいたしておりませんので、お車でのお越しはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

一昨年より、株主総会ご出席株主様へのお土産は取り止めさせていただきました。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。